

定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人愛知県マンション管理士会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(主たる事務所及び支部)

第2条 本会は、主たる事務所を愛知県名古屋市内に置く。

2 本会は、必要に応じて支部を設置することができる。

3 支部の設置については理事会の決議による。変更又は廃止の場合も同様とする。

(目的及び事業)

第3条 本会は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「適正化法」という。）の趣旨に則り、会員相互が協力してマンション管理士としての専門知識及び技能の向上に努めるとともに、主に愛知県内を中心にしてNPO法人等を始めとしたマンション管理士団体の集合体としてのネットワークの構築を図り、マンションの管理組合、国、行政及びその他の機関の要請に対応できる体制を整備して事業を推進し、重要な社会資本であるマンションの良好な住環境の確保及び適正な維持管理に貢献し、広く社会の発展に寄与することを目的とする。この目的を達成するため、主として愛知県内において次の事業を行う。

- 一 適正化法に定めるマンション管理士としての業務の推進
- 二 他のマンション管理士の団体等との連携及びネットワークの構築
- 三 管理組合の管理者及び顧問への就任並びに管理組合からの業務の受託
- 四 国、地方公共団体、その他の公共性の高い機関及び適正なマンション管理を推進していく上で必要となる関係団体との関係強化並びに業務の受託
- 五 会員相互の親睦、意見交換及び知識向上を図るための親睦会、勉強会及び研究会の開催
- 六 マンション管理に関する調査研究及び公共性の高い機関の調査研究業務の受託
- 七 マンション管理及びそれに関連する内容の図書等の刊行
- 八 マンションを通じた地域社会のコミュニティ形成の推進
- 九 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公 告)

第4条 本会の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、中日新聞に掲載する方法による。

(機関の設置)

第5条 本会は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 一 正会員（以下「社員」という。） 愛知県、岐阜県、三重県又は静岡県に住所地を有するマンション管理士若しくは愛知県内において就業するマンション管理士
- 二 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、本会の事業を支援するために入会した個人又は団体

(入 会)

第7条 本会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 前項にかかわらず、法人成立後に入会を希望する者（団体を含む。以下「入会申込者」という。）は、本会所定の入会申込書に必要事項を記入・捺印のうえ会長（第21条第2項に定める「代表理事」のことをいう。以下同じ。）に提出し、理事会の承認を得たときに入会とする。

3 社員として入会を希望する者は、マンション管理士登録証の原本を提示のうえ、その写しを入会申込書に添付しなければならない。

(入会金及び会費等)

第8条 前条の規定に基づき会員となった者は、別に定める入会金及び分担金を納入しなければならない。

2 会員は、別に定める年会費を、新会計年度開始の日から2ヶ月以内に納付しなければならない。

3 前項にかかわらず、事業年度の途中で会員となった者は、年会費について、会員となった月を含め、事業年度終了月までの月数を12で除した額（千円未満切り上げ）を、会員となった日から起算して14日以内に納付するものとする。

4 前2項の他、本会の事業推進に必要な場合には、別に定めるところにより、会員に分担金を求めることができるものとする。

5 会員は、本条に規定する納付された入会金、会費及び分担金について、理由の如何を問わず、その返還請求又は分割請求をすることができない。会員でなくなったときも同様とする。

(会費の延納又は減免)

第9条 会長は、会員に疾病、災害その他のやむを得ない事由により、会費を納付することが困難であると認めるときは、会員の申請に基づき、理事会の承認を得て1年間を限度として会費の延納、減額又は免除を行うことができる。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会が定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、やむを得ない場合を除き、退会日の1ヶ月前までに、会長に対し退会の予告をしなければならない。

(除 名)

第11条 会員が以下の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し除名決議を行う理由を明示したうえ、決議に先立ち弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この定款その他の定めに違反したとき。
 - 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、その通知を行う。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、以下の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- 一 第8条第2項の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- 二 第6条に該当しなくなったとき。
- 三 総社員が同意したとき。
- 四 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- 五 成年被後見人又は被保佐人となったとき。

第3章 社員総会

(社員総会の種類及び構成)

第13条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 役員を選任及び解任
- 三 役員報酬の額
- 四 各事業年度の事業報告及び決算報告、事業計画及び予算案の承認
- 五 定款の変更
- 六 重要な財産の取得及び処分並びに多額の債務の負担
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- 九 理事会において社員総会に付議することが相当と認められる事項
- 十 その他社員総会で決議するものとして一般法人法又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、以下の各号の一に該当するときに開催する。

- 一 理事会が必要と認めたとき。
- 二 議決権の5分の1以上を有する社員から、会議の目的たる事項を示した書面による

総会開催請求が、会長に対してなされたとき。

3 前項第2号の請求者は、会長が、前項の規定による請求があった日から1ヶ月以内に総会を招集しないときは、次条にかかわらず、裁判所の許可を得て総会を招集することができる。

(招集及び定足数)

第16条 社員総会は、一般法人法に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、会議の目的たる事項を示し、会日の2週間前までに、書面又は電磁的方法をもって会員に通知しなければならない。

3 前項にかかわらず、緊急を要する場合には、会長は理事会の承認を得て、5日間を下回らない範囲において、前項の期間を短縮することができる。

4 社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長及び議決権)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席した理事の中から選出する。

2 前項にかかわらず、第15条第3項の場合は、当該総会に出席した社員の中から選出する。

3 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の出席した社員には、他の社員に対し委任状を提出した者及び議長にあてて議決権行使書を提出した者を含む。

3 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第49条第2項に規定する決議及び役員解任の決議は、総社員の議決権の3分の2以上の賛成をもって行う。

4 社員総会の決議の目的である事項について、社員の全員が書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、一般法人法で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、書面又は電磁的方法により、社員全員にその写し等を配付するものとする。

(会員規則)

第20条 本会の運営に関し必要な事項は、一般法人法又はこの定款に定めるものの他、別に定める会員規則によるものとする。

第4章 役員

(役員設置)

第21条 本会には、次の役員を置く。

一 理事 3名以上10名以内

二 監事 1名

2 理事会の決議により、理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって本会の会長とする。

3 代表理事を除く理事のうち、必要に応じて副会長、専務理事、常務理事、事務局長等（以下「業務執行理事」という。）の役職を置くことができる。

（役員を選任）

第22条 理事及び監事は、社員の中から社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。この場合において、理事会は社員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会においてその者を会長に選任する方法によることができる

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同種の団体（株式会社、有限会社、持分会社、有限責任事業組合、事業協同組合及び公益法人を除く。以下同じ。）の役員又は使用人である者その他これに準じる関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、理事のいずれかの1名とその配偶者又は三親等内の親族、その他特別な関係にある者及び他の同種の団体の役員又は使用人である者その他これに準じる関係にある者を選任することはできない。

（理事の職務及び権限）

第23条 理事は、理事会を構成し、一般法人法及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、一般法人法及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事及びその他の理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 前項の業務を執行する理事の権限及びその他の理事の業務の執行に関する事項は、第20条に定める会員規則による。

（監事の職務及び権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、一般法人法で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 理事が不正な行為をし、若しくはそのような行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認められるときは、社員総会及び理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、必要に応じて意見を述べなければならない。ただし、決議に参加することはできない。

5 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。

6 監事は第3項に該当すると認めるときは、会長に対し理事会の開催を請求することが

でき、その請求日から5日以内に、その請求日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられないときは、当該監事は、自ら理事会の招集をすることができる。

7 前各項の他、監事に認められた法令上及び職務上の権限を行使すること。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了のときまでとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に不足するときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 前項に加え、新任の代表理事が就任するまでの間、必要があるときは、利害関係人の申立てにより、裁判所が一時代表理事の職務を行う者（仮代表理事）を選任する。

6 役員が社員でなくなったときは、その役員はその地位を失う。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、決議に先立ち、その理事又は監事に対し弁明の機会を設けなければならない。

2 前項により理事又は監事を解任するときは、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の賛成により決議しなければならない。

(報酬等)

第27条 社員総会の決議に基づき、理事及び監事に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 前項の他、理事及び監事が、その職務の執行のために支出した費用を支払う。

第5章 理事会

(種類及び構成)

第28条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に定めるものの他、次の職務を行う。

- 一 会員規則案の作成、会員規則の変更及び廃止に関する案の作成
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
- 四 この定款の定めに基づいた理事及び監事の人数の決定

(開催)

第30条 定例理事会は、毎月1回定期に開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

一 会長が緊急に開催する必要があると認めたとき

二 会長を除く理事2名以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的書面等により、会長に開催の請求があったとき

三 監事から会長に招集請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第31条 理事会は、前条第2項第2号及び同項第3号後段の場合を除き会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号に該当する場合は、請求のあった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を会日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び会議の目的となる事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに、理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(議長及び決議)

第32条 理事会の議長は、出席した理事の互選で選出する。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。この場合、特別の利害関係を有する理事は、理事総数及び出席者数に算入しない。

3 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、一般法人法で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会 計

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画案及び収支予算案を、毎事業年度開始後2ヶ月以内に、理事会の決議を経て会長が作成し、社員総会の承認を得て事業計画及び収支予算とする。

2 前項の事業計画及び収支予算が社員総会で承認されなかった場合は、会長は理事会の決議を経て、前年度実績に準じた期間6ヶ月以内の暫定事業計画及び暫定収支予算を組むことができる。

3 前項の場合、会長は暫定期間満了時まで、理事会の決議を経て事業計画案及び収支予算案を臨時社員総会に上程し、承認を得て事業計画及び収支予算とする。

4 事業計画及び収支予算を変更する場合には、前項を準用する。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号乃至第4号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告書 (附属明細書を含む。)
- 二 貸借対照表 (附属明細書を含む。)
- 三 損益計算書 (附属明細書を含む。)
- 四 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期及び多額の債務の負担並びに重要な財産の取得及び処分)

第37条 本会が長期の資金の借入れをしようとする場合及び多額の債務の負担をする場合には、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、社員総数の議決権の4分の3以上の賛成を得た決議によらなければならない。

2 本会が重要な財産の取得又は処分を行う場合についても、前項の規定を適用する。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会において、社員総数の議決権の3分の2以上の賛成を得た決議により変更することができる。

(合併等及び解散)

第39条 本会は、社員総会において、総社員の議決権の4分の3以上の賛成を得た決議により、一般法人法により設立された他の法人との合併又は事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由によるもののほか、社員総会において、総社員の議決権の4分の3以上の賛成を得た決議により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第41条 本会の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年10月31日までとする。

第42条～第43条 省略

(定款に定めのない事項)

第44条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上